

氏名（本籍）	大西 祐司
学位の種類	博士（体育科学）
学位記番号	博乙第 2975 号
学位授与年月	令和 2 年 11 月 30 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	スタンダードからみたアメリカにおけるダンス教育のカリキュラム論に関する検討

主査	筑波大学教授	教育学博士	菊 幸一
副査	筑波大学教授	博士（人間科学）	真田 久
副査	筑波大学教授	博士（体育科学）	深澤 浩洋
副査	筑波大学准教授		寺山 由美
副査	日本体育大学教授	博士（教育学）	岡出 美則

論文の内容の要旨

大西祐司氏の博士学位論文は、アメリカにおけるダンス教育のカリキュラム編成に関わる論理を検討することを目的としたものである。そのため、アメリカにおけるスタンダードに基づく教育改革の背景と変遷からダンス教育カリキュラムの実態をスコープとシークエンスの観点から明らかにし、そのスタンダードをめぐる 1) 芸術と体育との比較、2) 国と州との比較、3) 新旧の比較等、を縦断的かつ横断的に行っている。その要旨は、以下のとおりである。

序章で著者は、上記に示した本研究の背景と先行研究の検討、および研究目的を設定し、カリキュラム論の概念的枠組みに基づきながら、次のような 4 つの具体的な研究課題を設定している。すなわち、1) ダンス教育のナショナルスタンダードである National Standards for Dance Education [NSDE] の内容と構成についてスコープとシークエンスの観点から検討すること、2) 芸術領域のナショナルスタンダードである National Standards for Arts Education [NSAE] と体育科のナショナルスタンダードからアメリカにおけるダンスの取り扱い状況を整理、検討すること、3) NSDE の評価と機能を明らかにするため、NSDE と各州の芸術科ダンス領域のスタンダードを比較検討すること、4) アメリカにおけるダンス教育の展開を検証するため、新旧のスタンダードである NSDE と National Core Arts Standards [NCAS] の比較検討を行うこと、等である。

次に第 1 章で著者は、アメリカにおけるスタンダードに基づく教育改革が、合衆国全体の学力低下問題に起因する経済的低迷という国家的な社会課題とリンクしていること、それがスタンダードを強調し

た1994年の「2000年の目標：アメリカ教育法」を成立させ、その後の教育成果に対する補助金の多寡にも影響していると述べている。そして第2章で著者は、そのトップダウン式の教育改革によって、これまで体育科で展開されてきたダンス教育が、コアカリキュラムとして認定されている芸術科に内包される要因となったことを論じている。このような社会的背景によってスタンダード化されたダンス教育のカリキュラム論のあり方が、その理論志向や実践志向にも大きな影響を与えていると指摘している。

研究課題1)に対応する第3章と第4章で著者は、NSDEのスコープが、学習者にとって「何を知り、できるようになるべきか」という知識や技能を中心としたダンスの文化遺産や科学的知見に依拠した学問的要請に応える形をとっていたこと、またそれは、ダンスの種目(ジャンル)を越えて、コンピテンシー・ベースで示されていたことを明らかにしている。他方、シークエンスについては、学習者の発達観を考慮しつつも、発達の段階の枠組みを越えて、教科内容の性質やその難度に合わせて到達度の設定方法を変更し、時間条件を加味する複線型の設定方法がとられていたことを明らかにしている。しかし、それらは他教科と同様に予算措置の理由から実質的には機能しておらず、ダンスの授業では教員や施設設備の確保が十分ではない実状がみられたことが示されている。

研究課題2)に対応する第5章で著者は、NSDEが芸術科に内包され、NSAEの文脈や指向を踏まえて開発されていたことを明らかにしている。とりわけ、芸術を学問的教科であると主張するDiscipline-Based Art(s) Educationを踏襲することで、教科内容の明確化を図っていることが示されている。その論理は、ダンスの内在的価値によって学問的教科であると主張すると同時に、他教科にとって不可欠な学際的な教科であるとの認識を示すことであり、ダンスの学習を目的論的かつ手段論的に両論併記で位置づけることである。他方、体育科のナショナルスタンダードにおいてダンスは、学習者のニーズに応じた身体活動の1つとして、主に手段論的に採用されており、芸術科と体育科では、教科内容に相違がみられたことが明らかにしている。

研究課題3)に対応する第6章で著者は、州レベルにおいて独立した領域としてダンスを扱っている州が半数程度であり、ダンス領域そのものを確認できない州は4分の1程度みられたことを明らかにしている。このことは、ダンス教育が選択領域としての地位のみが保全されていることを意味しており、領域としては不安定な位置づけとなっていると述べている。また教科内容については、NSDEを概ね踏襲しているものの、ダンスの学習を健康づくりと関連付ける記述は比較的少数の採用であったと述べている。したがって、州レベルでは体育科との棲み分けや実行可能性が考慮されており、芸術志向で教科内容の調整が図られたとの考察がなされている。

研究課題4)に対応する第7章で著者は、1994年策定のNSDEと2014年策定のNCASを比較検討し、NCASの教科内容に関するスタンダードが、NSDEの内容を概ね継承しつつも、学習者が芸術を学ぶ4つのプロセスを導入し、構成し直されていたことを明らかにしている。ただし、NCASに示される教科内容に関するスタンダードはダンスに限ったものではなく、他の芸術領域と共通する教科内容であったことが示されている。一方でダンス固有の内容は、到達度に関するスタンダードでしか記載されなくなっており、教科内容および到達度に関するスタンダードの双方において、健康と関連した項目についてはNCASからは除外されていたことを明らかにしている。他方でNCASは、企業関係者と教育関係者が連携して芸術に求める「21世紀型スキル」との対応も示していることから、著者はNCASが芸術の志向性を強め、その汎用的能力への対応が求められている一方で、ダンスの固有性が希薄化しているとの示唆を得たと述べている。

終章で著者は、上記4つの検討課題の結果を結論としてまとめるとともに、次のような総合的考察を行っている。すなわち、芸術およびダンス教育のスタンダードが設定される背景には、それらが国家の経済力や知的学力の向上にいかに関与するかという社会的要請がみられたことから、ダンス教育がコアカリキュラムに位置づけられ、領域としての価値を引き上げた一方で、ダンス教育の内在的価値や固有性を薄れさせる危険性をはらんでいたということである。また、ダンス教育のカリキュラムは、教科領域としては不安定な位置づけであったゆえに、その教科内容の取舍選択がもたらされ、実践的なカリキュラム論の展開において教師の専門性を担保する難しさを生じさせていたということである。このことが、カリキュラムの実施上の条件によるその編成に影響を及ぼさざるを得ず、意図したカリキュラムにおいてもその実行可能性を加味した編成の重要性を示唆している。このようなスタンダードからみたアメリカにおけるダンス教育のカリキュラム論の変遷は、我が国におけるダンス固有の価値（固有性）のとらえ方と体育科の目標へのかかわりのあり方（通用性）を再考し、教師の力量形成の課題を考える上で示唆的であると述べられている。

審査の結果の要旨

(批評)

今日、グローバル化の進展とともに世界各国の教育改革が加速化していく中で、国家的スタンダードによるカリキュラム編成に関する論理とその功罪が議論される必要がある。本研究は、そのような国家と教育の強い結びつきを背景として、従来体育科に編成されていた米国のダンス教育カリキュラムが芸術科に再編されるプロセスを追いながら、そのカリキュラムの論理を理論志向と実践志向の観点から明らかにするとともに、州レベルの学校現場に及ぼす影響を明らかにしたことが高く評価された。また、我が国におけるダンス教育のカリキュラム論と比較することで、コンピテンシー・ベースからみた今後のカリキュラムの在り方や課題を提示していることが評価された。

令和2年9月15日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。